



平成 18 年 5 月 29 日

各位

会 社 名 阪急ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 角 和夫
コード番号 9042 (東証・大証 第1部)
問合せ先 グループ経営企画部
部長(広報担当) 伊木 常雄
(電話 06-6373-5092)

会 社 名 阪神電気鉄道株式会社
代表者名 代表取締役・社長 西川恭爾
コード番号 9043 (東証・大証 第1部)
問合せ先 広報室部長 黒木 敏郎
(電話 06-6457-2130)

阪急ホールディングス株式会社と阪神電気鉄道株式会社の株式交換による経営統合

ならびに

公開買付けの実施に関するお知らせ

阪急ホールディングス株式会社(本社:大阪市北区、以下「阪急ホールディングス」といいます。)と阪神電気鉄道株式会社(本社:大阪市福島区、以下「阪神電気鉄道」といいます。)は、両社対等の精神をもって経営統合することに関して合意に至り、本日開催の両社の取締役会決議を経て、阪急ホールディングスによる阪神電気鉄道株式の公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の成立を条件として、阪急ホールディングスを株式交換完全親会社、阪神電気鉄道を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行う旨の株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

同時に、阪急ホールディングスは、本日開催の取締役会において、阪神電気鉄道の特定の大株主にご賛同いただき、一定の資本関係を構築し、阪神電気鉄道との経営統合を円滑に実現するために本公開買付けを実施することを決議し、阪神電気鉄道は、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議いたしました。

記

I. 経営統合について

1. 経営統合の目的

阪急ホールディングスを中心とする阪急電鉄グループは、阪急創立 100 周年にあたる平成 19 年に向け、その歴史に相応しく、お客様をはじめとする皆様から賞賛される企業グループになることを目指して、平成 13 年 3 月に「阪急新世紀グループビジョン」を策定し、グループ全体の構造改革に着手いたしました。そして、平成 14 年度からの 3 年間、「阪急電鉄グループ 2002 中期経営計画」に基づき、事業の再編成・再構築を推進するとともに、バブル期前後に取得した土地の処理を進め、阪急電鉄グループ全体の収益力向上や地価下落に影響されない財務構造の確立に取り組んだ結果、今後安定して相応の利益を計上できる体制を整えることができました。

こうした取り組みの成果を踏まえ、平成 17 年 3 月には、「阪急電鉄グループ 2005 中期経営計画」(平成 17 年度から平成 19 年度を対象とするもの。以下「2005 中期経営計画」といいます。)を策定し、阪急創立 100 周年を迎え

る平成 19 年に向けて、引き続き財務体質の強化を進めながら、梅田阪急ビルの建て替えをはじめとする積極的な投資も行い、さらなる成長を図っております。

「阪急新世紀グループビジョン」では、「沿線に密着した事業展開」に基づく安心感・信頼感と、「エンタテインメント性の高いコンテンツ創造力」を阪急電鉄グループの強み、すなわち企業価値の源泉と捉え、その強みを最大限発揮して沿線価値の向上と阪急テイストの強化を実現すべく、都市交通事業、不動産事業、旅行・国際輸送事業、ホテル事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業及びリテール事業という6つのコア事業体制を整備しました。現在、阪急電鉄グループは、平成 17 年4月1日をもって純粋持株会社体制に移行し、阪急ホールディングスは、阪急電鉄株式会社、株式会社阪急交通社及び株式会社阪急ホテルマネジメントの3社を中心とする阪急電鉄グループ各社の持株会社として、グループ経営機能を担っております。そして、阪急電鉄グループでは、2005 中期経営計画の下、各コア事業の競争力強化を図るとともに、各コア事業間にシナジーを生み出し、阪急電鉄グループ全体として有機的な成長を遂げることで、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていくことを目指しています。

一方、阪神電気鉄道は、快適で、健康的・文化的な生活環境を創造し、提供することにより社会に貢献することを経営理念として、100 年余りの永きにわたり、鉄道事業を中心に社会的な貢献を果たすとともに、不動産事業、流通事業、建設事業、レジャー事業等にも経営資源を投入し、「阪神グループ」を築いてまいりました。

そして、今後の戦略としては、①阪神沿線、②ベースボール(阪神タイガース・阪神甲子園球場)ブランド、及び③梅田エリアにおける阪神グループ(阪神百貨店、ハービス OSAKA、ハービス ENT 等)のブランドの価値向上を中心として、中長期的な観点から、阪神グループ全体としての企業価値をより一層向上させようとしているところであります。

具体的には、交通ネットワークの拡大に向けて平成 21 年春開業予定の西大阪線難波延伸事業を推進するほか、今後も全国の野球ファンの皆様から「野球の聖地」として愛され続けるよう、平成 19 年シーズン終了後から3期に分けて阪神甲子園球場の全面的なリニューアルを行う予定であります。また、平成 16 年 11 月の梅田阪神第2ビルディング(愛称「ハービス ENT」)の本格稼働により一大プロジェクトであった西梅田開発事業が完成し、現在は、完全子会社の株式会社阪神百貨店などとともに、これまで手掛けてきた梅田エリアの街の魅力の維持・向上に注力しているところであります。

しかしながら、両社を取り巻く環境は、沿線人口の減少や競争激化、社会的責任遂行の要請の高まり、需要構造・市場構造の変化等、成長戦略を実現するためにはなお厳しい状況であることは否定できません。

こうした状況を踏まえて、阪神電気鉄道は、阪急ホールディングスに対して、両社の関係強化について申し入れを行いました。これを契機として、各社内及び両社間で検討を重ねた結果、個別の経営努力により事業を展開していくよりも、両社グループのノウハウ、人材等の総力を結束・統合し、都市交通事業、不動産事業をはじめとする様々な事業分野において連携・協同して事業展開を図ることで、各事業の競争力が更に強化され、ひいては企業価値すなわち株主価値の向上が可能になるとの共通認識を持つに至りました。そして、その実現のためには、本公開買付けを行った上で、共同の持株会社の下に、対等の精神に基づき、両社グループのブランドの維持を図りながら、経営統合を行い、両社グループの事業部門が戦略的方向性を一つにして事業を行うことが最も望ましいとの結論に達しました。

両社が経営統合することにより、例えば、都市交通事業におけるフィーダー輸送(バス、タクシー)の充実やICカードの活用による需要喚起、鉄道、バス等の運営体制の効率化によるコスト削減等に伴う収益性向上、不動産事業におけるプロパティマネジメント事業の連携や、両社関連施設の集積する梅田エリアの一体的な運営等に伴う不動産事業・流通事業の収益性向上、駅前再開発や沿線でのマンション事業の積極的な展開等による沿線人口増加に伴う都市交通事業の需要喚起、その他両社に重複する各種事業における連携・協同によって様々な分野でのシナジー効果が発揮できるものと考えております。

上記に基づき、阪急ホールディングスは、阪神電気鉄道の特定の大株主にご賛同いただき、一定の資本関係を構築し、阪神電気鉄道との経営統合を円滑に実現するために本公開買付けを行うことを決定するとともに、阪神電気鉄道との間で、本公開買付けの成立を条件として、両社の定時株主総会において承認が得られた場合には、平成 18 年 10 月 1 日を株式交換の効力発生日として、株式交換の方法により阪神電気鉄道を阪急ホールディ

ングスの株式交換完全子会社とすること等を内容とする契約を締結しました。上記のとおり、阪急ホールディングスは阪急電鉄グループの持株会社ですので、本株式交換が実現すれば、阪急ホールディングスは、阪急電鉄グループと阪神グループの持株会社としてグループ経営機能を担っていくことになります。また、両社グループの統合に際して阪急ホールディングスの商号変更、役員構成の変更等を実施する予定であります。

本公開買付けにおいては、阪神電気鉄道の株主の皆様には公平に売却の機会を供するべく、買付け等を行う株券等の数に上限は設定しておりません。他方、応募株券等の数の合計が 189,743,590 株（発行済株式総数の 45%）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。

他方、本株式交換契約においては、本公開買付けの成立を条件として、両社の定時株主総会において承認が得られた場合には、阪神電気鉄道の普通株式1株に対して、阪急ホールディングスの普通株式1.4株の割合をもって割当交付することとされています。

そして、本株式交換が行われた場合には、本公開買付けに応募されなかった阪神電気鉄道の株式は阪急ホールディングスの株式と交換され、阪急ホールディングスの株式1株以上を割当てられた阪神電気鉄道の株主は、阪急ホールディングスの株主となります。但し、阪急ホールディングスの株式の割当てが1株未満の端数の場合には、法令の規定に従い、阪急ホールディングスの株式を売却した上で、その端数に応じて当該売却代金を分配することとなります。

なお、本公開買付けの結果によっては、阪神電気鉄道株式が上場廃止となる可能性があります。また、本株式交換が成立した場合には、阪神電気鉄道株式は上場廃止となりますが、本株式交換の効力発生日の前日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含みます。以下同じ。）に記載又は記録された阪神電気鉄道の株主（実質株主を含みます。以下同じ。）に対して、本株式交換契約に従い、その所有する阪神電気鉄道株式につき阪急ホールディングス株式が割当交付されることになります。（阪急ホールディングス株式は、東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引されています。）

阪神電気鉄道は、中長期的な視点から、本株式交換による経営統合は両社グループの企業価値を向上させるものであると考えていることから、阪神電気鉄道の株主の皆様には、中長期的な視点から、本公開買付けにかかわらず、引き続き阪神電気鉄道の株式を保有して頂き、本株式交換による経営統合後は、両社グループの持株会社となる阪急ホールディングスの株主としてご支援頂きたいと考えております。

阪急ホールディングスは、阪神電気鉄道の株主の皆様には公平に売却の機会を供するべく公開買付けの手法を採りますが、本株式交換による経営統合後においては、両社グループの更なる業績伸張を図るとともに、経営資源の最適配分を通じた中長期的な企業価値の向上を目指していく所存ですので、阪神電気鉄道の株主の皆様には、本公開買付けにかかわらず引き続き阪神電気鉄道の株式を保有して頂くことにより、本株式交換による経営統合後においては、両社グループの持株会社たる阪急ホールディングスの株主としてご支援を頂きたいと希望しております。

なお、阪神電気鉄道は、別途同社により発表された本日付けプレスリリースのとおり、本日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

2. 経営統合の内容

経営統合についての詳細は今後詰めてまいります。以下のとおり、将来的には、両社は、対等の精神に基づき、両社グループのブランドの維持を図りながら、経営統合を目指します。

(1) 推進体制

統合業務を円滑・迅速に推進するために、本株式交換契約締結後直ちに設置される経営統合委員会（両社社長を共同委員長とする。）において、経営統合へ向けた具体的な準備を開始いたします。

(2) 基本スキーム及びスケジュール

現時点で検討している経営統合の基本スキーム及びスケジュールは下記のとおりです。

■第1ステップ

本公開買付けを実施し、阪急ホールディングスは阪神電気鉄道の発行済株式総数の 45%以上の株式取得を目指します。

■第2ステップ

本公開買付けの成立を条件として、両社の定時株主総会において承認が得られた場合には、平成 18 年 10 月1日を株式交換の効力発生日として阪急ホールディングスが株式交換完全親会社、阪神電気鉄道が株式交換完全子会社となる本株式交換を実施します。同時に、両社グループの持株会社として阪急ホールディングスの商号変更、役員構成の変更等を実施します。

■第3ステップ

両社のグループ会社の連携及び協同を図るとともに、本株式交換契約締結後直ちに設置される経営統合委員会において、引き続き両社グループの連携、協同及び再編等について検討してまいります。

II. 公開買付けの実施について

1. 公開買付けの概要

阪急ホールディングスが実施する阪神電気鉄道株式の公開買付けの概要は以下のとおりです。

- (1) 対象者の概要 : 8頁の「IV. 当事会社の概要」をご参照下さい。
- (2) 買付けをする株券等の種類 : 阪神電気鉄道普通株式
- (3) 買付期間 : 平成 18 年 5 月 30 日 (火曜日) から平成 18 年 6 月 19 日 (月曜日) までの 21 日間
- (4) 買付価格 : 1 株につき 930 円
- (5) 買付価格の算定の基礎 :
第三者機関であるアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社が算定した阪神電気鉄道の株式価値算定結果の範囲内にて決定した価格です。
- (6) 買付予定株式数 : 189,743,590 株
(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定株式数に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。
(注2) 応募株券等の数の合計が買付予定株式数以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。
(注3) 阪神電気鉄道が所有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。
- (7) 買付けに要する資金 : 176,461 百万円
(注) 上記は買付予定株式数 (189,743,590 株) を買付けた場合の見積額です。応募株券等の数の合計が買付予定株式数以上の場合は、応募株券等の全部を買付けますので、見積額は最大 392,136 百万円になります。
- (8) 公開買付けによる所有株式数の異動
買付前所有株式数 : 0 株 (所有比率 0.00%)
買付後所有株式数 : 189,743,590 株 (所有比率 45.00%)
(注1) 買付後所有株式数は、買付予定株式数 (189,743,590 株) を買付けた場合の株式数です。
(注2) 所有比率は、対象者の平成 18 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 (421,652,422 株) を基準に算出しております。
- (9) 公開買付開始公告日 : 平成 18 年 5 月 30 日 (火曜日)
- (10) 公開買付代理人 : 大和証券エスエムビーシー株式会社
大和証券株式会社 (復代理人)

2. 本公開買付けに関する阪神電気鉄道の合意

本公開買付けについて、阪神電気鉄道の取締役会は賛同の意を表明しています。

III. 株式交換の実施について

(1) 株式交換の日程 (予定)

平成 18 年 5 月 29 日 (月曜日)	株式交換契約承認取締役会 (両社)
同上	株式交換契約の締結
平成 18 年 6 月 29 日 (木曜日)	株式交換契約承認時株主総会 (両社)
平成 18 年 10 月 1 日 (日曜日)	効力発生日

(2) 株式交換比率

会社名	阪急ホールディングス株式会社 (株式交換完全親会社)	阪神電気鉄道株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	1.4

(注) 1. 株式の割当比率

阪神電気鉄道の普通株式1株に対して、阪急ホールディングスの普通株式 1.4 株を割当交付いたします。但し、本公開買付けにより阪急ホールディングスが買付けた阪神電気鉄道の普通株式については、割当交付いたしません。

2. 株式交換比率の算定根拠

阪急ホールディングスはアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社に、阪神電気鉄道はアビーム M&A コンサルティング株式会社に、それぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として両社間において協議した結果、上記のとおり合意いたしました。なお、阪急ホールディングスはアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社から、阪神電気鉄道はアビーム M&A コンサルティング株式会社から、両社によって合意された株式交換比率が、それぞれの株主にとって、財務的見地から妥当である旨の意見書を、それぞれ取得しております。

3. 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社は、市場株価法、類似会社比準法、DCF 法 (ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、時価純資産価額法による結果を総合的に勘案して株式交換比率の算定を行いました。

アビーム M&A コンサルティング株式会社は、市場株価法、類似会社比準法、DCF 法 (ディスカунテッド・キャッシュフロー法) による結果を総合的に勘案して株式交換比率の算定を行いました。

4. 株式交換により交付する新株式数

株式交換の効力発生日の前日の最終の阪神電気鉄道の株主名簿に記載又は記録された阪急ホールディングスを除く各株主が所有する株式数の合計に 1.4 を乗じた数の普通株式 (ただし端数は切り捨てる。) を新たに発行し、株式交換の効力発生日の前日の最終の阪神電気鉄道の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する阪神電気鉄道の普通株式1株につき阪急ホールディングスの普通株式 1.4 株の割合をもって割当交付します。

(3) 阪神電気鉄道の新株予約権又は新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

(4) 会計処理の概要

現時点では未定であります。

(5) 株式交換に関する条件

本株式交換は、本公開買付けの成立を条件といたします。すなわち、本公開買付けにおいて応募株券等の数の合計が買付予定株式数に満たない場合は、阪急ホールディングスは応募株券等の全部の買付けを行いませんので、その場合には、本公開買付けが成立せず、株式交換も行われません。

また、本公開買付けにより、阪神電気鉄道の発行済株式数の全て（自己株を除く）の買付けが行われた場合にも、株式交換は行われません。

IV. 当事会社の概要

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	阪急ホールディングス株式会社 (公開買付者、株式交換完全親会社)	阪神電気鉄道株式会社 (公開買付けの対象者、株式交換完全子会社)
(2) 事業内容	都市交通事業、不動産事業、旅行・国際輸送事業、ホテル事業、エンタテインメント・コミュニケーション事業、リテール事業及びその他の事業	鉄道事業、自動車事業、土地建物事業、スポーツ・レジャー事業及び航空事業(旅行業)
(3) 設立年月日	明治 40 年 10 月 19 日	明治 32 年 6 月 12 日
(4) 本店所在地	大阪府池田市栄町 1 番 1 号	大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 24 号
(5) 代表者	代表取締役社長 角 和夫	代表取締役・社長 西川 恭爾
(6) 資本金	97,544 百万円	40,633 百万円
(7) 発行済株式総数	1,049,538,126 株	421,652,422 株
(8) 株主資本	258,671 百万円	139,246 百万円
(9) 総資産	1,042,071 百万円	443,416 百万円
(10) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(11) 従業員数	19 名	1,917 名
(12) 大株主及び持株比率	日本証券金融(株) 4.25% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 3.72% 日本生命保険相互会社 2.31% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 2.28% ブリヴェチャーリット企業再生グループ(株) 2.14% (株)三井住友銀行 1.71% (株)阪急百貨店 1.45% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 4) 0.95% (株)三菱東京UFJ銀行 0.85% リーマンブラザーズアジアキャピタルカンパニー 0.80%	エイチエスビーシー ファンド サービス ジェイツー 9.94% エスエヌエフイー マック ジャパン アクティブ シェアホルダー ファンド エルピー 8.88% MAC Small Cap 投資事業組合 7.22% ゴールドマン・サックス・インターナショナル 6.35% MAC Leveraged 投資事業組合 6.30% エイチエスビーシー ファンド サービス ジェイワン 6.06% 日本生命保険相互会社 3.72% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 2.31% (株)三井住友銀行 2.19% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 2.08%
(13) 主要取引銀行	(株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)三井住友銀行 住友信託銀行(株) 日本政策投資銀行	(株)三井住友銀行 (株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)みずほコーポレート銀行 日本政策投資銀行
(14) 当事会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(15) 最近3決算期間の業績

【連結ベース】

(単位:百万円)

	阪急ホールディングス株式会社 (公開買付者、株式交換完全親会社)			阪神電気鉄道株式会社 (公開買付けの対象者、株式交換完全子会社)		
決算期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
営業収益	471,482	476,623	486,154	307,384	299,011	313,242
営業利益	47,998	58,768	64,841	22,155	21,065	25,288
経常利益	38,376	48,839	54,131	16,692	16,265	21,087
当期純利益	3,101	26,078	25,326	5,569	4,983	6,404
1株あたり当期純利益 (円)	3.32	28.11	25.36	16.00	14.32	16.38
1株あたり株主資本 (円)	270.72	299.48	343.45	317.77	324.61	395.39

【単体ベース】

(単位:百万円)

	阪急ホールディングス株式会社 (公開買付者、株式交換完全親会社)			阪神電気鉄道株式会社 (公開買付けの対象者、株式交換完全子会社)		
決算期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
営業収益	238,784	224,754	3,266	78,444	81,579	85,684
営業利益	34,837	40,348	1,836	13,245	15,512	16,753
経常利益	24,893	29,314	3,046	8,693	10,617	12,893
当期純損益	△4,289	10,624	△1,477	2,867	2,685	3,538
1株あたり当期純損益 (円)	△4.68	11.47	△1.48	8.20	7.67	9.04
1株あたり配当金 (円)	0.00	3.00	5.00	5.00	6.00	5.00
1株あたり株主資本 (円)	213.09	221.56	246.47	257.79	257.87	330.88

※阪急ホールディングスは平成 17 年4月より純粋持株会社体制に移行しており、平成 16 年3月期及び平成 17 年3月期については旧阪急電鉄株式会社の業績を記載しております。

V. 株式交換後の状況

- (1) 商 号 :
本株式交換により、阪急ホールディングスの商号は阪急阪神ホールディングス株式会社へ変更致します。
また阪神電気鉄道の商号については変更ありません。
- (2) 事 業 内 容 ・ 本 店 所 在 地 ・ 代 表 者 :
当事会社2社各々の事業内容、本店所在地、代表者については「IV. 当事会社の概要」に記載の内容から変更ありません。
- (3) 資本金および資本準備金の額 :
資 本 金 の 額:本株式交換に際し、資本金は増加しません。
資 本 準 備 金:本株式交換の直前の阪急ホールディングスの資本準備金の額と株主払込資本変動額(会社計算規則第 68 条に定めるものをいう。)の合計額になります。

(4) 統合後(平成18年10月1日以降)の役員 :

(取締役)

角 和夫	(現 阪急ホールディングス 代表取締役社長)
川島 常紀	(現 阪急ホールディングス 代表取締役)
松岡 功	(現 阪急ホールディングス 取締役)
井上 礼之	(現 阪急ホールディングス 取締役)
梶岡 俊一	(現 阪急ホールディングス 取締役)
石川 博志	(現 阪急ホールディングス 取締役)
簗原 克彦	(現 阪急ホールディングス 取締役)
小島 弘	(現 阪急ホールディングス 取締役)
河田 一彦	(現 阪急ホールディングス 取締役)
小林 公一	(現 阪急ホールディングス 取締役)
野崎 光男	(現 阪急ホールディングス 人事総務部長)
杉山 健博	(現 阪急ホールディングス グループ経営企画部長)
坂井 信也	(現 阪神電気鉄道 常務取締役)
住田 憲亮	(現 阪神電気鉄道 社長室部長)
秦 雅夫	(現 阪神電気鉄道 人事部長)
縄田 和良	(現 阪神電気鉄道 専務取締役)
宮崎 恒彰	(現 阪神電気鉄道 専務取締役)
本庄 義信	(現 阪神電気鉄道 専務取締役)

(監査役)

山内 康朗	(現 阪急ホールディングス 常任監査役)
杉澤 英和	(現 阪急ホールディングス 常任監査役)
土肥 孝治	(現 阪急ホールディングス 監査役)
巻幡 展男	(現 阪急ホールディングス 監査役)
阪口 春男	(現 弁護士)
河合 伸一	(現 阪神電気鉄道 監査役)
吉原 英樹	(現 南山大学 教授)

VI. 業績に与える影響

阪神電気鉄道は、阪急ホールディングスによる本公開買付けの結果により、平成19年3月期において阪急ホールディングスの連結子会社となる可能性があり、本株式交換により平成19年3月期に阪急ホールディングスの連結子会社となる予定です。これにより、阪神電気鉄道の売上高、営業利益等が阪急ホールディングスの連結業績に反映されることとなります。今後は、完全子会社化によって、両社グループの更なる業績伸張を図るとともに、経営資源の最適配分を通じた中長期的な企業価値の向上策を目指して行く所存です。

以 上